

おくやみ手続き窓口取扱業務Q & A

手続き名	介護保険料還付口座振込依頼書の提出
------	-------------------

Q：法定相続人とは、だれのことですか。

A：民法で定められている相続人を指します。配偶者以外は、相続する順位があり、順位の高い人がいる場合といない場合で相続の権利が違ってきます。

配偶者 → 順位に関係なく相続できる

第1順位→子（直系卑属）。子がすでに死亡している場合はその子（孫）。

第2順位→親（直系尊属）。親がすでに死亡している場合はその親（祖父母）。

第3順位→兄弟姉妹。すでに死亡している場合は、その子（甥、姪）。

第1順位にあたる人が一人もない場合は、第2順位、第3順位と下がっていきます。これにあてはまらない人は、「ずっと世話をしていた子の妻」など、生前どんなに関係が深くても法定相続人にはあたりません。

Q：遺言書による手続きの場合、申請者はだれになりますか

A：遺言書の内容にもよりますが、一般的には遺言書に遺言執行人が定められている場合は、遺言執行人様が申請者となります。ご不明な場合は、直接ご相談ください。遺言書の内容を確認のうえ、ご案内させていただきます。

Q：介護保険料還付口座振込依頼書の被保険者番号の欄には、誰の被保険者番号を記入するのですか。

A：亡くなられた方の被保険者番号をご記入ください。

Q：介護保険料還付口座振込依頼書の被保険者番号の欄に記入する被保険者番号がわからないときはどうしたらよいですか。

A：被保険者番号は、介護保険被保険者証に記載してあります。その他、介護保険料の決定通知書や介護保険料還付充当確認票にも記載しています。もし、それらの証書類が見つからない場合は、被保険者番号の欄は空白で結構です。その場合、被保険者様の氏名と生年月日欄の記入をお間違えないようお願いします。

Q：故人の介護保険被保険者証を紛失した場合、どうすればいいのでしょうか？

A：被保険者死亡による資格喪失のため、特段の手続きの必要はありません。見つかり次第、介護保険担当への返還をお願いします。

Q：相続人の代わりに申請をするにはどうしたらよいですか。

A：郵送で申請する場合、相続人様が記入する代わりに代筆で記入される場合は、申請者の欄は相続人様の名前となり、名前の横に相続人様から認印をもらってください。相続人様の成年後見人などによる手続きの場合は、申請者は、「〇〇（相続人名）成年後見人 △△（成年後見人様名）」とし、続柄の欄に「配偶者の成年後見人」など、被保険者と相続人との関係もわかるよう記入してください。後見人様などによる手続きの場合は、登記事項証明書のコピー及び後見人様の身分証明書のコピーも添付してください。

Q：添付する書類は？

A：・申請者様の身分証明書（運転免許証など）のコピー、お手元にある介護保険被保険者証や負担割合証など（なければ不要です）。
・遺言執行人による申請の場合は、遺言書のコピーと執行人の身分証明書のコピー。
・相続人の成年後見人による申請の場合は登記事項証明書のコピーと後見人の身分証明書のコピー。

Q：振込はいつ頃ですか。事前に知らせてもらえますか。

A：還付が確定した保険料は、概ね死亡した月の翌月末頃または、還付口座振込依頼書受付の翌月末頃のいずれか遅い方に振込みます。申請者（相続人）様あてに、振込日の1週間ほど前に「還付決定通知書」を発送します。

問い合わせ先	枚方市役所 別館2階
	健康寿命推進室 長寿・介護保険課
	保険料グループ
	電話：072-841-1460
	FAX：072-844-0315